

一般財団法人大阪市文化財協会

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

本市の区域内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与するとともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術を継承すること。

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては(1)の施策を達成することが困難である理由

当該法人は、埋蔵文化財の調査及び保存に関する知識・ノウハウを有する人材を確保し維持していくことができる数少ない事業者の中でも、本市の区域内を主たる活動エリアとする唯一の事業者であり、本市や本市が設立した地方独立行政法人等には当該事業を行う体制がなく、当該事業を安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する活動主体は当該法人以外にないため。(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号ア(7)に該当)

3 1の施策を達成するために当該法人に求める役割

平成25年8月の府市統合本部会議において整理された方向性に基づき当該法人の整理を進める上で、市内の埋蔵文化財の調査及び保存等に関する事業の委託先として、当該法人の整理再編を行う令和6年度末までは、必要な人材を安定的かつ継続的に確保していくこと。

また令和7年度以降、新たな体制に移行しても、本市の行政目的が達成できるよう、関係機関に適正に事業継承すること。

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(1) 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

当該法人が蓄積してきた市内の埋蔵文化財の調査並びに保存に関する知識・ノウハウを有する人材の確保については、この間の取組により一定数確保できたものの、府市統合本部会議において整理された方向性に基づき整理を進めるに当たっては、府市及び関係機関との協議により、業務を適正に継承していくこととなる。

令和6年度末までにそれを確実に行わせるためには、協議内容を踏まえて事業継承に向けた職員の処遇、残余財産の整理などの課題解決を図る必要があり、当該法人にとって相当な負担となることから、関係機関への事業継承を当該法人のみに委ねるのではなく、当該法人の事業経営自体について本市が積極的に関わり、指導及び調整を行っていく必要がある。

(2) 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業経営自体についての指導及び調整は、当該法人の内部管理に関する事項であることから連携協定等になじむものではなく、また、事業経営をコントロールするものであることから認証制度等により自発的な取組を促進するような性質のものではなく、当該法人に対する関与による影響力を通じて行う必要がある。